東京医科歯科大学病院総合教育研修センター規則

（平成２６年４月１日
規則第１６号）

（趣旨）

第１条　東京医科歯科大学病院総合教育研修センター（以下「総合教育研修センター」という。）については、東京医科歯科大学病院規則（平成１６年規則第１０６号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（目的）

第２条　総合教育研修センターは、病院長の管理の下に、医師法（昭和２３年法律第２０１号）第１６条の２第１項に規定する臨床研修（以下「医師臨床研修」と言う）、歯科医師法（昭和２３年法律第２０２号）第１６条の２第１項に規定する臨床研修（以下「歯科医師臨床研修」と言う）の規定に基づく業務、並びに専門医取得にかかる業務、歯科レジデントプログラムにかかる業務、保健師助産師看護師法（昭和２３年法律第２０３号）第３７条の２第２項第１号に規定する特定行為及び同項第４号に規定する特定行為研修（以下「特定行為研修」と言う）に基づく業務、特定看護師の技術修練にかかる業務、歯科衛生士の生涯研修（以下「歯科衛生士総合研修」と言う）、並びに本院における職員研修等の教育・研修の効率的かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

（部門等）

第３条　総合教育研修センターに、前条の目的を達成するために、次に掲げる組織を置く。

(1) 医科教育研修部門
(2) 歯科教育研修部門
(3) 特定行為実践教育部門
(4) 歯科衛生士総合研修部門（通称：「歯科衛生士総合研修センター」）

２　前項各号の組織に、それぞれ長を置くものとし、第５条第１項第１号に定めるセンター長、同第２号に定める副センター長、又は同第３号に定める教員のいずれかをもって充てるものとする。

３　第１項各号の組織に、それぞれ副部門長を置くことを可能とし、第５条第１項第２号に定める副センター長、同第３号に定める教員、又は同第４号に定める職員のいずれかをもって充てるものとする。

（業務）

第４条　総合教育研修センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 医師臨床研修、歯科医師臨床研修における研修プログラム（以下それぞれ「医師臨床研修プログラム」、「歯科医師臨床研修プログラム」 と言う）、看護師の特定行為研修における特定行為研修計画書の作成、管理及び運営、及び歯科衛生士総合研修の管理及び運営に関すること。
(2) 研修医、研修歯科医、専攻医及び歯科レジデントの募集及び採用に関すること。
(3) 特定行為研修受講者及び研修歯科衛生士の決定に関すること。
(4) 各診療部門、分野等との連絡調整に関すること。
(5) 本院が設ける医師臨床研修プログラムにおける臨床研修病院群~~等~~に属する医療機

関等及び歯科医師臨床研修プログラムにおける協力型臨床研修施設等との連絡調整に関すること。
(6) 本院で実施している特定行為研修における協力施設等との連絡調整に関すること。
(7) 当院が協力型臨床研修病院として属する他の医療機関が設ける医師臨床研修プログラムの運営に係る連絡調整に関すること。
(8) 当院が協力施設として属する他の医療機関で実施している特定行為研修の運営に係る連絡調整に関すること。
(9) 研修医・研修歯科医・臨床研修指導医・臨床研修指導歯科医・特定行為研修の受講者・特定行為研修の指導者・技術修練を実施する特定看護師・研修歯科衛生士・歯科衛生士総合研修における指導者及び研修体制の評価に関すること。
(10) 本院における卒前教育の調整、支援に関すること。
(11) 研修医・研修歯科医の服務、進路支援及び歯科レジデント・研修歯科衛生士の進路支援等に関すること。
(12) その他医師臨床研修、歯科医師臨床研修、特定行為研修・特定看護師の技術修練、及び歯科衛生士総合研修に関すること。
(13) 専門研修プログラム・歯科レジデントプログラムの作成及び管理に関すること。
(14) 病院職員研修に関すること。
(15) その他教育・研修に関すること。

（職員及び職務）
第５条　総合教育研修センターに、次の職員を置く。
(1) センター長
(2) 副センター長
(3) 教員
(4) その他必要な職員
２　センター長は、大学院医歯学総合研究科医歯学専攻、大学院保健衛生学研究科又は本院に属する教授、准教授、講師（特任教員を含む）をもって充てる。ただし、病院長が認める場合にはその限りではない。
３　センター長は、病院長の命を受け、総合教育研修センターの管理運営に当たる。
４　副センター長は、大学院医歯学総合研究科医歯学専攻、大学院保健衛生学研究科又は本院に属する教員（特任教員を含む）をもって充てる。ただし、病院長が認める場合にはその限りではない。
５　副センター長は、センター長の職務を補佐する。
６　教員及びその他必要な職員は、センター長及び副センター長の命を受け、業務を分掌する。

（選考）
第６条　センター長及び副センター長の選考は病院運営会議の議を経て、病院長が決定する。
２　センター長及び副センター長の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、センター長及び副センター長の任期の末日は、当該センター長及び副センター長を任命する病院長の任期の末日以前とする。
３　病院長は、センター長及び副センター長がその職務を十分に果たさず、病院運営に重大な支障をもたらした場合には、病院運営会議の議を経て解任することができる。
４　センター長又は副センター長が任期途中で欠けた場合の後任のセンター長又は副セン

ター長の任期は、前任者の残任期間とする。
５　定年退職日が第２項の規定による任期の末日前であるセンター長及び副センター長の任期は、第２項の規定にかかわらず、当該定年退職日までとする。
６　前項の適用を受けた者の後任のセンター長及び副センター長の任期は、前任者に同項の規定の適用がないものとした場合の残任期間とする。

（運営委員会）
第７条　センターの円滑な運営を図るため、総合教育研修センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。
２　委員会は次の事項を審議する。
(1) 総合教育研修センターの運営に関する基本的事項
(2) 総合教育研修センターに必要な規則の制定及び改廃に関する事項
(3) 病院職員研修に関する事項
(4) その他必要な事項
３　委員会に委員長を置き、総合教育研修センター長をもって充てる。
４　委員会 は、次の委員をもって組織する。
(1) センター長
(2) 副センター長
(3) 総合教育研修センター職員
(4) その他委員病院長が必要と認めた者
５　前項の委員は委員長が委嘱する。
６　前項の委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
７　委員会は必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。
８　委員長に事故があるときは、あらかじめ定められた委員がその職務を代行する。
９　委員会は、委員の３分の２以上の出席により成立し、議事は、出席委員の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。
１０　委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことが出来る。

（雑則）
第８条　総合教育研修センターの運営等について、必要がある場合には、病院運営検討委員会において審議する。
２　この規則に定めるもののほか、総合教育研修センターの業務の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

（その他）
第９条　この規則の改廃は、病院運営会議の議を経るものとする。

附　則
１　この規則は、平成２６年４月１日から施行する。
２　東京医科歯科大学医学部附属病院臨床教育研修センター規則（平成１６年規則第１２４号）は、廃止する。
附　則（平成２６年６月１９日規則第４５号）
この規則は、平成２６年６月１９日から施行し、平成２６年５月１日から適用する。

附　則（平成２８年３月２４日規則第４６号）
この規則は、平成２８年４月１日から施行する。
附　則（平成３０年９月２０日規則第８６号）
この規則は、平成３０年９月２０日から施行し、平成３０年９月１日から適用する。
附　則（令和３年１月２９日規則第９号）
この規則は、令和３年１月２９日から施行し、令和２年４月１日から適用する。
この規則は、令和３年１月２９日から施行し、令和２年４月１日から適用する。
附　則（令和３年９月２２日規則第９３号）
この規則は、令和３年１０月１日から施行する。
附　則（令和４年２月２８日規則第１９号）
この規則は、令和４年４月１日から施行する。
附　則（令和５年３月２９日規則第９２号）
この規則は、令和５年４月１日から施行する。